

川崎市剣道連盟規約

川崎市剣道連盟

第1章 総則

(名称)

第1条 この連盟は、川崎市剣道連盟と称する。

(事務局)

第2条 この連盟の、事務所を川崎市内の会長の定める[場所](#)に置く。

(組織)

第3条 この連盟は、川崎市において、剣道「(居合道・杖道を含む)以下「剣道」という。」を志す者及び団体をもって組織する。

(目的)

第4条 この連盟は、剣道の振興を期すると共に会員相互の連携及び親睦を図ることをもって目的とする。

([各区剣道連盟](#))

第5条 各区に剣道連盟を置き、次の業務を行う。

- (1) 川崎市剣道連盟の会員登録及び会費の徴収
- (2) 剣道2級以下の級審査及び格付け
- (3) 各区剣道連盟の行事
- (4) 各種大会、審査等における事務手続き

第2章 事業

(事業)

第6条 この連盟は、第4条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) [各種大会](#)、[合同稽古](#)の開催及び後援に関する事
- (2) [段級審査](#)に関する事
- (3) 調査研究及び指導に関する事
- (4) 講演会、講習会等の開催に関する事
- (5) 指導員、審判員及び審査員の派遣に関する事
- (6) 用具、施設等の斡旋に関する事
- (7) [功労者の表彰](#)及び上申に関する事
- (8) [各種試合](#)の選手派遣に関する事
- (9) その他の目的達成のため必要な事項に関する事

第3章 会員・入会・退会

(会員)

第7条 この連盟の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員及び準会員
[別表](#)に定める会費を納めた者及び団体
- (2) 名誉会員
剣道錬達者及び功労者で常任理事会の推薦を受けた者

(3) 賛助会員

剣道に理解を持ち、篤志をもってこの連盟の事業に協力、後援する個人又は団体で常任理事会の承認を得た者。

2 住所の移動、勤務先の変更等によって、やむを得ない事情ができ退会する会員は、事前に各区事務局に申し出ること。

第8条 この規約に違反し、または剣道連盟や剣道事業者としての名誉を著しく毀損する行為をした者は、常任理事会の議決により除名する。その名誉回復は、総会事項とする。

第4章 役員・幹部

(役員)

第9条 この連盟に次の役員をおく。

- | | |
|----------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理事長 | 1名 |
| (4) 副理事長 | 若干名 |
| (5) 常任理事 | 若干名 |
| (6) 理事 | 若干名 |
| (7) 会計 | 2名以内 |
| (8) 監事 | 2名 |

2 幹部会は、会長、副会長、理事長及び副理事長をもって構成する。

(役員を選任)

第10条 会長、副会長、及び理事長は、総会において選任する。

2 副理事長、会計及び監事は、常任理事及び理事の中から会長が指名する。

3 常任理事は、次の者をもって充てる。

- (1) 各区剣道連盟の理事長及び各区剣道連盟から推薦された者1名、ただし1項及び2項に該当する場合は別に1名を推薦する。
- (2) 会長が指名推薦する者
- (3) 中学校若しくは高等学校体育連盟関係者、代表1名

4 理事の推薦は、各区剣道連盟から3名以内とする。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この連盟を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事長は、会長の命を受け、会務を処理する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐する。
- (5) 理事は、市主催の審査会・大会・その他の運営にあたる。
- (6) 会計は、この連盟の経理にあたる。
- (7) 監事は、この連盟の事業及び会計監査にあたる

(役員任期)

第12条 役員任期は各二年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員は、その任期が満了したときにおいても、後任者が就任するまでの間は引き続きその職務を行うものとする。

3 任期満了前に役員交替があったときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(名誉会長等)

第13条 この連盟に名誉会長、名誉顧問、顧問、参与及び相談役をおくことができる。

2 名誉会長、名誉顧問、顧問、参与及び相談役は総会に諮り、会長が委嘱する。

3 名誉会長、名誉顧問、顧問、参与及び相談役は、この連盟の運営に関し必要に応じて会長の諮問に応じ、第14条の会議に出席して意見を述べるすることができる。

第5章 会議

(会議)

第14条 この連盟の会議は、総会、幹部会及び常任理事会とし、会長が召集する。

2 総会は、第9条にお規定する者より構成する。

3 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、会計及び常任理事をもって構成する。

4 幹部会は、会長、副会長、理事長及び副理事長をもって構成する。

5 前2, 3, 4項については事務局員が書記の任務にあたる。

(議事)

第15条 会議の議長は会長があたる。

2 前14条の会議は、総員の過半数をもって成立する(委任状を含む)。

3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

第16条 総会は、この連盟の最高議決機関であって、毎年1回開催する。但し会長が特に必要と認めるときは、理事数の二分の一以上の者から会議に付すべき事項を示して臨時総会召集の請求がされたときは、臨時総会を開くことができる。

(総会の議決事項)

第17条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の改廃に関する事
- (2) [年間事業計画](#)に関する事
- (3) 会費に関する事
- (4) 予算及び決算に関する事
- (5) その他会長が重要と認める事項に関する事

(常任理事会等)

第18条 常任理事会は、この連盟の執行機関であって、次の事項を掌理する。

- (1) 総会に提出する議案に関する事

- (2) 総会において議決された事項その他会務に関すること
 - (3) 連盟規約の施行に関する細則等を設け、又は改廃すること
 - (4) その他緊急を要すること会長が認めるときは、会長に代わってその事項を執行することができる。
- 2 幹部会は、緊急を要する場合、会務を決定及び重要事項について審議する。これらの事項については、後日開催の常任理事会に報告する。

第6章 事務局・専門部

(事務局)

第19条 この連盟の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長及び事務局職員を置くことができる。

- 2 事務局長及び事務局職員は、幹部会の推薦により会長がこれを任命し、有給とする。
- 3 事務局は、次の会務をつかさどる。
 - (1) 庶務、財務及び渉外に関すること
 - (2) 会員の登録、連盟の記録及び広報に関すること
 - (3) 各専門部の事務処理に関すること
 - (4) その他

(専門部)

第20条 この連盟に次の専門部を設置する。

- 2 それぞれの部に部長、副部長及び部員を若干名置く。
 - (1) 企画部 (企画、調査統計に関すること)
 - (2) 指導部 (研修、講習及び選手派遣・審判依頼に関すること)
 - (3) 審査部 (審査会に関すること)
 - (4) 大会部 (各種大会に関すること)
 - (5) 居合道部 (居合道に関すること)
 - (6) 杖道部 (杖道に関すること)
- 3 部長、副部長及び部員は、理事の中から、理事長の推薦により、会長がこれを委嘱する。

第7章 会計

(経費)

第21条 この連盟の経費は、会員の会費、助成金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第22条 この連盟の会費は、別に定める。

- 2 会員は、毎年これを連盟に納入しなければならない。
- 3 既納の会費は、過納を除き、いかなる理由があっても返還しない。

(会計年度)

第23条 この連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(決算)

第24条 決算は、会計年度終了後、会計監査を経て2ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

第8章 雑則

(委任)

第25条 この規約に定めるものの他、必要な事項は、常任理事会に諮り、会長が定める。

附則

- 1 この規約は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 従前の規約は、この改正規約の実施と同時に廃止する。

附則

この改正規約は、昭和61年4月1日から施行する。

附則

この改正規約は、昭和62年4月1日から施行する。

附則

この改正規約は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この改正規約は、平成9年4月1日より施行する。

附則

この改正規約は、平成10年4月1日より施行する。

附則

この改正規約は、平成18年4月1日より施行する。

附則

この改正規約は、平成24年5月1日より施行する。

附則

この改正規約は、令和元年5月25日より施行する。